

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和5年6月14日（令和5年（行情）諮問第498号）

答申日：令和6年10月4日（令和6年度（行情）答申第454号）

事件名：北陸地方整備局が特定期間に総合評価落札方式の一般競争又は指名競争入札で発注した工事に係る加算点及び加算点の内訳が分かる電磁的記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年2月24日付け国北整総情第833号-1により北陸地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

（1）審査請求書

申立人が令和5年1月25日付けで提出した行政文書開示請求書に掲げた期間（2004年度から2006年度）の「加算点及び加算点の内訳についてはシステムにデータの保存がなく、また当時の入札調書等の保存期間が10年となっており、保存期間満了後すでに破棄し、残存しない」とのことだが、具体的に破棄した事実がわかるような理由が記されておらず、破棄実際に行われたのか、情報を秘匿しているのか不明である。保存期間が超過しても残存する文書は開示請求の対象となるので、保存期間そのものは不開示の理由にはならない。

不開示とした行政文書の開示を求める。

（2）意見書

行政文書ファイル等の移管又は廃棄については、公文書管理法8条において規定されるよう内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされている。また行政文書の管理に関するガイドラインによれば、総括文書管理者は行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製を行うとされている。請求した技術評価点の内訳に関する文書は間

違いなく行政文書だから、保存期限が満了して破棄した場合は、破棄簿に記載がされている必要がある。請求人が求める破棄した事実とは、行政文書ファイルにかかる諸規定に則って、具体的にその破棄簿に記載されている事項またはその記載事項を確認した事実の提示である。請求人は破棄簿の提示までは求めていないが、破棄簿を通じて破棄した事実を国土交通省が確認し、また確認した事実を示すことを求めている。破棄日等の提示は破棄の事実の一例であり、破棄日以外に破棄した事実が示されるのならばそれで足りる。しかしながら国土交通省が主張するように、保存期限の10年を示すことでは、文書管理簿に基づく破棄の事実の確認との関連が不透明で、具体的な破棄の事実や、なぜ当該行政文書が存在しないのかの理由には不足する。また念のため再探索を行ったということだが、特に「念のため」ということは、行政文書ファイル等の管理・保存規程上定義されない行為であり、破棄した記録が存在しないことまで疑わせる行為である。価格以外の要素も加味しながら契約の相手方を決定するという総合評価入札の過程については、発注者はその説明責任を十分に果たすことが求められており、その記録の管理が文書管理諸規定に基づいて行われなければならないことはあり得ないことである。再探索ではなく、管理簿等の記録ベースでの証拠の提示なくしては、文書を意図的に隠ぺいしていることが強く疑われる。よって非公開処分は不当であり取り消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和5年1月25日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対して、本件対象文書を含む文書の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、本件対象文書を特定し、「加算点」及び「加算点の内訳」については、システムにデータの保存がなく、また当時の入札調書等の文書保存期間が10年となっており、保存期間満了後すでに廃棄し、残存しないため不開示とする決定をした（令和5年2月24日付け国北整総情第833-1号（原処分））。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月15日付けで、国土交通大臣（以下「諮問庁」という。）に対し、本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張

上記第2の2（1）のとおり。

3 原処分に対する諮問庁の考え方

審査請求人は、電磁的記録も含め公文書は文書管理台帳等にて破棄日等も記録されているはずだから、それに照らし合わせ実際に破棄した事実を示したうえで不開示決定をすべき、保存期間が超過しても残存する文書は開示請求の対象となるので、保存期間そのものは不開示の理由にはならな

い、と主張する。しかし、審査請求人の主張は容れることができない。理由は以下のとおりである。

一般に、行政文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、行政手続法8条1項の趣旨である、慎重判断担保機能と争訟提起便宜機能に照らし、単に行政文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該行政文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

本件行政文書不開示決定通知書において、2004年度から2006年度の間には総合評価落札方式の一般競争または指名競争入札で発注したすべての工事についての「加算点」及び「加算点の内訳」がわかる電磁的記録については、理由として、「加算点」及び「加算点の内訳」については、システムにデータの保存がなく、また当時の入札調書等の文書保存期間が10年となっており、保存期間満了後すでに廃棄し、残存しないため不開示とする旨の記載がある。

本件においては、単に、存在しないとする事実を示すのではなく、「加算点」及び「加算点の内訳」については、システムにデータの保存がなく、また当時の入札調書等の文書保存期間が10年となっており、保存期間満了後すでに廃棄し、残存しないため不開示とするなど、なぜ当該行政文書が存在しないかについて、具体的な理由を付記している。したがって、本件行政文書不開示決定通知書における理由の記載をもって、行政手続法8条1項の趣旨を満たす程度の理由を付記しているといえる。

よって、本件において、審査請求人が主張する、廃棄日等、廃棄した事実がわかるような根拠を具体的に示すことまでは求められておらず、審査請求人の主張は失当である。なお、本件審査請求を受け、念のため、処分庁において本件請求文書に該当する行政文書の再探索を行ったが、保有を確認できなかった。また、これらの結果を覆して本件請求文書が存在すると判断すべき合理的理由も認められない。

以上により、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月11日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和6年9月11日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は本件対象文書の開示を求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、2004年度から2006年度の間に、総合評価落札方式の一般競争又は指名競争入札で処分庁が発注した全ての工事についての、「加算点」及び「加算点の内訳」が分かる行政文書である。

なお、当該名称は、開示決定に際し、開示請求者に決定の対象が分かるよう、開示請求書の文言の該当部分を便宜上付したものであり、実際の行政文書の名称に即すれば、該当年度の「入札調書（総合評価落札方式）」がこれに該当することになる。

イ 処分庁では、本件対象文書作成当時の行政文書分類基準表において、土木工事及び営繕工事に関する工事請負契約に係る入札・見積関係の行政文書については、保存期間を5年と定めている。理由説明書では、保存期間を10年と記載していたが、改めて確認したところ、これは現行の保存期間であり、本件対象文書作成当時は、保存期間を5年としていた。

該当の入札調書（総合評価落札方式）については、上記の「入札・見積関係の行政文書」に該当し、紙媒体が保存され、保存期間が満了した後は速やかに廃棄処分とされていた。また、該当する行政文書について、廃棄後に、文書管理システムに廃棄日が登録されている。

なお、保存期間の延長等により文書が残存していたという事実もないことを確認した上で原処分を行っている。

また、上記紙媒体の「入札調書（総合評価落札方式）」の外に、該当する加算点の内訳を記録した文書が残存する可能性もあるため、システム（共有ドライブ）等を確認したが、その存在は確認されなかった。該当の電磁的記録は、仮に作成されていたとしても個人の作業用として作成されていたもののみであり、行政文書としては取り扱われていなかったためと解される。

ウ 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2）において、保存期間が超過した場合も、行政機関に保有されている行政文書は開

示請求の対象になるため、保存期間自体は不開示の理由とはならない。原処分の「不開示とした理由」には、廃棄された事実が分かる理由が記載されておらず、文書管理台帳等に記載された廃棄日等と照合して、実際に廃棄されたことを示すべきであり、それを行っていないことは本件対象文書の存在を疑わせるといった旨を主張する。

しかし、行政文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、行政手続法 8 条 1 項の趣旨に沿って、単に行政文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該行政文書が存在しないかについても理由として付記することが求められるとされてはいるが、審査請求人の主張する廃棄日等、廃棄した事実が分かるような根拠を具体的に示すことが必要であるとされたものがあるとは承知していない。

原処分において、「不開示とした理由」として、処分庁のシステム（共有ドライブ）にデータの保存がなく、保存期間満了後既に廃棄しているという具体的な不開示の理由を示している。これは、行政手続法 8 条 1 項の趣旨を満たす程度の記載がされたものであり、よって、審査請求人の主張は妥当でないと考える。

- エ 本件対象文書については、本件審査請求を受け、改めて処分庁の関係課室の執務室、書庫及びシステム（共有ドライブ）を探索したが、本件対象文書に該当すると判断し得る文書の保有は確認されなかった。
- (2) 当審査会において、諮問庁から行政文書分類基準表及び文書管理システムの廃棄データの提示を受け、その記載を確認すると、おおむね上記(1)の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

本件対象文書の保有は認められなかったとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、探索の範囲や方法が不十分であるともいえない。

したがって、北陸地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、北陸地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙 本件対象文書

2004年度から2006年度の間に総合評価落札方式の一般競争または指名競争入札で発注したすべての工事についての「加算点」及び「加算点の内訳」がわかる電磁的記録。